

市第69号議案「横浜市道路占用料条例」の 一部改正について

1 道路占用料の改定

本市の道路占用料の改定時期につきましては、従来から国の改定時期に合わせて行なってまいりました。

このたび平成20年1月18日付けの道路法施行令の改正に伴い、本市においても道路占用料を改定します。(平成20年第1回定例会にて報告済)

(1) 道路占用料改定の背景

現行の道路占用料は、平成8年4月に改定して以来12年が経過しており、国の改定を踏まえ、適正な道路占用料に設定する必要があります。

(2) 道路占用料の算定

道路占用料の算定基礎となる道路価格は、前回の改定時において土地価格の高騰の緩和策として国と同額としていましたが、今回は全国と本市の地価水準が著しく異なるため、本市の固定資産税評価額を基に算定することとします。

(3) 道路占用料の改定時期

国は、平成20年1月18日に政令を改正し、同年4月1日から施行していますが、他都市との足並みを揃え、平成21年4月1日から実施することとします。

2 今回改定の道路占用料

(1) 道路占用料の算定式

道路占用料 = 道路価格 × 占用面積 × 使用料率 × (修正率)

(2) 道路価格

ア 平均地価格 (電柱や電線、地下埋設管等)

109,260円 (現行価格: 118,100円)

イ 商業地価格 (看板や旗ざお、工事用仮囲い等)

270,168円 (現行価格: 1,007,100円)

(3) 国に準じた使用料率及び修正率の変更

ア 使用料率

・ 定額物件: 現行2.6%から3.6% (平均地価格)、3.14% (商業地価格)

・ 定率物件: 現行1.8%から2.52%

イ 修正率 : 上空は現行2/3から5/10、地下は現行1/3から3/10

3 新たな占用物件「応急仮設建築物」の追加

平成20年1月18日の道路法施行令の改正に準じ、災害時等に迅速な対応が行えるよう「応急仮設建築物」を新たな占用物件として項を設けます。

現 行	改 正 後
令第7条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第7条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場
—	令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物
令第7条第9号に掲げる器具	令第7条第9号に掲げる器具

「横浜市道路占用料条例」の一部改正について

1 道路占用料の一部改正

(1) 道路占用料改正の背景

ア 本市の道路占用料については、平成8年4月に改定されて以来12年が経過しており、国の改正を踏まえ、適正な道路占用料に設定する必要が生じたこと。

イ 国は平成20年1月18日にて政令を改正し、同年4月1日から施行していますが、他都市と足並みを揃え、平成21年4月1日より実施することとしました。

(2) 本市の道路価格

道路価格は、本市の固定資産評価額の平均地及び商業地の価格を用い、国に準じ本市道路交通センサスにおける沿道地目の構成比率により算定します。

区 分		今回 価格	前回 価格	前々回価格
平均地	国	52,595 円	118,100 円	30,800 円
	本市	109,260 円	118,100 円	38,677 円
商業地	国	456,052 円	1,007,100 円	213,500 円
	本市	270,168 円	1,007,100 円	153,314 円

- ・平均地価格を用いる物件：電柱や電線、地下埋設管等
- ・商業地価格を用いる物件：看板や旗ざお、幕やアーチ等

※1 前回価格は、急激な土地価格高騰の緩和策として国と同額としています

※2 商業地価格が大幅に下落していることから、看板等の道路占用料が下がるため、中小企業等への負担が軽減されることとなります。

(3) 道路占用料の改正の内容

地下埋設管路の管区分径細分化、使用料率・修正率の変更（政令の基準と同一）

【主な改正項目】

改正項目	改正後	改正前
道路価格	平成19年度固定資産税評価額を用いる。	国の道路価格と同額 (平成6年度固定資産税評価額)
使用料率	定額物件（平均地価格を用いる物件）：3.6%	定額物件：2.6%
	定額物件（商業地価格を用いる物件）：3.14%	
	定率物件：2.52%	定率物件：1.8%
修正率	上空：5/10	上空：2/3
	地下：3/10	地下：1/3
埋設管	9区分	6区分

※1 定額…道路占用料の額を個別具体的に定める物件（例：電柱や地下埋設管、看板等）

※2 定率…近傍類似の土地の時価に、一定の率を乗じて道路占用料を求める物件
 （例：地下室や地下街、高架の道路の路面下に設ける駐車場など）

2 新たな占用物件の追加

道路法施行令の改正に準じ、「応急仮設建築物」を新たな占用物件として項を設けます。

市第69号議案 横浜市道路占用料条例の一部改正について

1 道路占用料改定の背景

平成20年4月1日の道路法施行令の改正に伴い、国の道路占用料が改定されましたので、本市の道路占用料についても改定を行います。(平成21年4月1日施行予定)

道路占用料の算定基礎となる道路価格については、前回改定では国と同額としていましたが、今回については、全国と横浜市の地価水準が著しく異なり、国と同額とするのは適当でないため、本市の固定資産税評価額に基づいて算定することとしました。

2 改定内容

(1) 主な物件の改定例

物 件 名	単 位	改正後	改正前
第一種電柱 (3条以下の電線を支持するもの)	1本/年	2,200円	2,200円
地下埋設管 (改正前: 6区分 改正後: 9区分)	1m/年	83円~ 2,400円	100円~ 2,000円
路上に設ける変圧器	1個/年	1,900円	1,500円
郵便差出箱	1個/年	1,700円	1,300円
上空通路	1㎡/年	4,200円	17,000円
突出看板	1㎡/年	8,500円	26,000円
工専用足場	1㎡/月	850円	2,600円

※【参考】道路占用料の算定式

$$\text{道路占用料} = \text{道路価格} \times \text{占用面積} \times \text{使用料率} \times (\text{修正率})$$

(上空及び地下に占用物件を設ける際は、更に修正率を乗じます。)

(2) 新たな占用物件の追加

道路法施行令の改正により、非常災害の際に被災者を収容するための仮設住宅として「応急仮設建築物」が、新たな占用物件として追加されましたので、本市においても、新たな占用物件として追加します。

3 本市における徴収見込額 (単位: 百万円)

単価設定	企業占用			一般占用			全体 徴収額
	電柱類	管路類	企業小計	看板類	その他	一般小計	
現 行	735	3,003	3,738	374	595	969	4,707
改正案	742	3,251	3,993	121	555	676	4,669
差 額	7	248	255	△253	△40	△293	△38

注) 徴収見込額は、平成19年度末占用数量を基に算出。

4 占用料改定関係議案

電柱、埋設管等の占用物件は、道路と一般下水道、河川、公園に連続して設置される物件であり、占用料に価格差があるのは合理的でないため、従来から道路占用料改定に併せて一般下水道占用料等の改定も行っております。

- ・市第63号議案 横浜市下水道条例の一部改正
- ・市第64号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正
- ・市第65号議案 横浜市公園条例の一部改正